

月報私学

10 2007

VOL.118

日本私立学校振興・共済事業団広報



東京農業大学短期大学部専門実習「水稻の収穫」
【写真提供：学校法人東京農業大学（東京都世田谷区）】

CONTENTS

平成20年度 私学助成関係予算の概算要求	2
平成20年度 専修学校関係予算の概算要求	4
リレー連載 再生へのキーワード 第3回 地域とともに発展する 静岡産業大学学長 大坪 檀	6
インターネットを利用した情報提供システム	8
特定健診等実施のための実態調査の結果報告／特定健診等の実施に向けて	9
貸付けの償還金の払い込みは借受人ではなく学校法人等から ／災害にあってしまったとき	10
医療費通知の送付／アイリスプランの募集	12
積立共済年金・共済定期保険の後期募集	13
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成二十年度 私学助成関係予算の概算要求

私学助成の充実について

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ、従来から、私立学校振興助成法に基づき、教育研究条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助を中心にその充実に努めてきているところです。

平成二十年度予算については、十九年六月十九日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針二〇〇七」において、大学・大学院改革として、基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図ることとされました。また、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針二〇〇六」に則り最大限の削減を行うこととされたところです。

これを踏まえ、「平成二十年度予算の概算要求に当たったの基本的な方針について」（平成十九年八月十日閣議了解）において、概算要求に関する基準が示され、文部科学省については、昨年度と同様、義務的経費、科学技術振興費については前年度予算額と同額、国立大学法人運営費、私立学校助成費（日本私立学校振興・共済事業団補助を除く）は、前年度当初予算額から一％減、それ以外は前年度予算額から三％減を要望基礎額としたうえで、二〇％増を上限とする要望が

できることとされました。

また、「重点施策推進要望」として成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略教育再生、生活の安全・安心等、「基本方針二〇〇七」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業について、要望額を四・五％加算することができるとされました。

これらに基づき、二十年度の私学助成関係予算を以下のとおり要求したところ

一 私立大学等の経常費に対する補助

要求額 三、三五〇億五、〇〇〇万円

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育研究条件の維持・向上、学生の修学上の経済的負担の軽減及び学校法人の経営の健全性を高めるため、その教育及び研究に係る経常的経費について補助するものです。

昨年七月に閣議決定した「基本方針二〇〇六」では十九年度予算から五年間、私学助成を対前年度比一％削減することを基本とするとされましたが、その後、改正教育基本法が成立し、国は私学振興に努める旨の規定が設けられたことや、内閣官房に設置された教育再生会議による報告、関係省庁連絡会議における「新医師確保総合対策」「基本方針二〇〇七」などの新たな状況に適切に対応するため、二十年度概算要求においては、一般補助、

特別補助ともに増額要求したところです。

一般補助については、大学設置基準等の一部改正により、教育の質の保証を図るため全大学にFD（ファカルティ・デベロップメント）が義務化され、さらに「新医師確保総合対策」における暫定的な医学部の定員増などに対応するため増額要求しています。

また、特別補助については、「基本方針二〇〇七」や、教育再生会議の提言に対応すべく、「九月入学の推進」のための支援を新設するとともに、経営改善に取り組む大学等からのニーズが高い「定員割れ改善促進特別支援経費」、二十年度以降も私立大学における専門職大学院の増加が見込まれることから「専門職大学院等支援経費」を増額要求しています。

二 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

要求額 一、〇六八億五、〇〇〇万円

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成に対し国が補助するものです。

二十年度概算要求においては、一般補助で学校評価に係る費用等による単価増を盛り込むとともに、

①少人数教育等きめ細かな学習指導の推進

②教員の能力開発及び資質の向上支援
③私立幼稚園における一種免許状保有

の促進

④財務状況の改善の支援
といった事業に対する補助の充実を図ることとしています。

また、特別補助では、少子化対策として引き続き子育て支援活動の推進に係る経費の充実を図るとともに、幼稚園特別支援教育経費について、障害のある幼児が一人以上就園している幼稚園に補助対象を拡大することとしています。

三 私立学校施設高度化推進事業費に対する補助（利子助成）

要求額 十一億七、七二二万円

私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）は、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて私立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校並びに小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校が

①九年度以降に実施する老朽校舎（築三十年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の学校施設の改築事業
②八年度以前に実施した学校施設の整備事業のうち新たな教育方法の改善、研究の高度化のための計画を有しているもの

について、これらの融資に係る利子助成に必要な経費を補助するものです。
二十年度概算要求においても、これらの融資を受けた学校法人の金利負担軽減を図るため、引き続き利子助成を行うための経費を要求したところです。

四 私立大学等の教育研究装置等の整備費に対する補助

要求額 一四九億一、九四八万円

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助は、我が国の学術研究及び高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）の教育研究装置及び施設の整備費について補助するものです。

また、私立大学等において、研究活動を行う環境を整備するため基盤的な研究設備への支援の充実を図ることとしています。

また、私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業においては、引き続きコンピュータ等 I T 教育設備の購入に必要な経費の補助について要求したところです。

六 私立高等学校等施設高機能化整備費に対する補助

要求額 三四億二、五〇〇万円

また、「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」では、新潟県中越沖地震等の大規模地震が多発している中で、学生等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であることから、「学校施設耐震改修事業」を拡充するとともに、アスベスト対策工事を支援する「環境衛生対策推進事業」、身体障害者や高齢者の施設の利用に配慮した「バリアフリー推進事業」についても引き続き支援を図ることとしています。

私立高等学校等施設高機能化整備費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び特別支援学校における教育の多様化、弾力化、個性化など、時代の要請に対応した安全かつ新しい学習空間の整備を積極的に支援する観点から、教育課程の改訂や I T 教育の推進を始めとする諸課題に対応できるよう、施設の高機能化を目的とした施設の整備について補助するものです。

五 私立大学等の研究設備整備費等に対する補助

要求額 七五億四、三一三万円

私立大学等研究設備整備費等補助は、

二十年度概算要求においては、学生等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であり、その必要性が高まっていることを受けて「防災機能強化施設整備費補助」を拡充するとともに、引き続き、①情報教室の整備、校内 LAN、施設のバリアフリー化等の改造工事への補

助、②施設の防災機能及び安全機能強化（防犯対策、アスベスト対策）のための施設整備に対する補助、③地球環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に対する補助について要求したところです。

七 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

要求額 六〇〇億円（貸付計画額）

日本私立学校振興・共済事業団の二十年度の貸付事業については、私立学校の高齢校舎等の建替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、財政融資資金

八 私立学校の教員研修費等に対する補助

要求額 一六六億円、財投機関債（私学振興債券）八〇億円などを財源に貸付計画額を六〇億円としています。

1 日本私学教育研究所の研修費等に対する補助

要求額 四、七六六万円

私立高等学校等における教育指導の充実を図るため、私立学校教育に関する研究及び教職員に対する研修等を行う財団法人日本私学教育研究所に対し、引き続きその研究事業、初任者研修事業及び十

平成20年度 私学助成関係予算概算要求額一覧

(単位：千円)

事項	19年度予算	20年度概算要求額	比較増減△	増減率(%)
私立大学等経常費補助	328,050,000	335,050,000	7,000,000	2.1
私立高等学校等経常費助成費補助	103,850,000	106,850,000	3,000,000	2.9
私立学校施設高度化推進事業費補助	1,177,118	1,177,118	0	0.0
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助	10,634,000	14,919,478	4,285,478	40.3
私立大学等研究設備整備費等補助	7,331,811	7,543,133	211,322	2.9
私立高等学校等施設高機能化整備費補助	2,078,000	3,425,000	1,347,000	64.8
私立学校教員研修費等補助	60,951	60,951	0	0.0
私立幼稚園施設整備費補助	1,119,416	2,378,000	1,258,584	112.4
私立高等学校産業教育施設整備費補助	337,276	177,000	△160,276	△47.5
私立学校体育等諸施設整備費補助	105,410	105,410	0	0.0
日本私立学校振興・共済事業団補助	60,884,259	64,817,295	3,933,036	6.5
合計 (ほかに財政融資資金)	515,628,241 (16,600,000)	536,503,385 (16,600,000)	20,875,144 (0)	4.0 (0.0)

年経験者研修事業等に必要な経費の補助について要求したところです。

2 専修学校教員の研修事業費等に対する補助

要求額 一、三二九万円

専修学校教育の振興を図るため、引き続き財団法人専修学校教育振興会が実施する専修学校の教員研修事業などに要する経費の補助について要求したところです。

私立幼稚園施設整備費補助は、幼稚園教育の振興を図るため、学校法人立幼稚園等（認定こども園）の認定を受ける幼稚園施設を含む。）の施設の新増改築や耐震補強工事等に必要な経費の一部について補助するものです。

二十年度概算要求においては、「認定こども園」の認定を受ける施設の施設設備に対する支援や、喫緊の課題である耐震化対策への対応のために必要な予算を確保できるよう要求したところです。

九 私立幼稚園の施設整備費に対する補助

要求額 二三億七、八〇〇万円

十 私立高等学校の産業教育施設設備整備費に対する補助

要求額 一億七、七〇〇万円

平成二十年度 専修学校関係予算の概算要求

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

平成十九年五月現在、学校数は三、四三五校、生徒数は約七〇万人となっており、特に高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約六三万人、専門学校への新規高卒者の進学率は一六・八％と大学に次ぐ進学先であり、専門学校はわが国の高等教育機関としても重要な一翼を担っています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

二十年度概算要求については、対前年度三億七、〇六三万円（伸び率一・〇％）増の三七億三、三六一万円を計上しています。このほか、専修学校生徒の教育費負担の軽減を図る観点から、「日本学生支援機構奨学金事業」を推進するため、貸与人員の拡充に必要な経費を計上しています。

なお、概算要求の主な概要は次のとおりです。

私立高等学校産業教育施設整備費補助は、私立高等学校の産業教育の振興を図るため、引き続き実験実習施設の整備に要する経費の補助について要求したところです。

十一 私立学校体育等諸施設整備費に対する補助

要求額 一億五四一万円

私立学校体育等諸施設整備費補助は、私立学校教育の円滑な実施、スポーツの振興を図るため、引き続き私立の中学校、高等学校の武道場及び小学校等の水泳プール等の整備に要する経費の補助について要求したところです。

専修学校教育重点支援プラン【拡充】

専修学校では、その制度の柔軟性を活かした実践的・専門的な職業人の育成のための教育が行われていますが、企業等社会からは、即戦力となる高度な職業能力を有する人材が一層求められてきており、専修学校がその特色を活かして時代の要請に即応した教育内容や方法等の高度化を図っていく必要があります。

さらに、近年課題となっている教育力・基礎力の向上や若者の早期離職等に見られる雇用のミスマッチ解消のための産学連携教育の充実など、適切な人材育成を図っていくためには、これらの課題に対するカリキュラムの充実が不可欠です。

て要求したところです。

十二 日本私立学校振興・共済事業団に対する補助

要求額 六四八億一、七三〇万円

日本私立学校振興・共済事業団補助は、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業、共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用の一部の補助について要求したところです。

（文部科学省高等教育局
私学部私学助成課）

りです。

このため、これら社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等について重点的な研究開発を行うため「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する「専修学校教育重点支援プラン」を引き続き実施します。二十年度概算要求には、

- ① 教育力向上の推進
 - ② 基礎力向上の推進
 - ③ 産学連携教育の推進
 - ④ 専門課程の高度化開発
 - ⑤ 高等課程の個性化推進
 - ⑥ 新教育領域の開発
 - ⑦ 新教育方法の開発
- の七つの課題を設けて各専修学校の特色を活かした教育プログラムの研究開発を行うために必要な経費を計上しています。

**専修学校・高等学校連携等
職業教育推進プラン（拡充）**

若者の職業的自立を促進し、将来フリーター・ニートとなることを未然に防止していくためには、発達段階に応じた望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせていくことが重要であり、「経済財政改革の基本方針二〇〇七」や「教育再生会議第二次報告」「キャリア教育等推進プラン」等においても、キャリア教育・職業教育の一層の推進が求められているところです。

特に、多くの生徒が進学し、将来の進路選択に直接結びつくこととなる高等学校段階において、実践的な職業教育を行う専修学校が、地域社会等と連携した特色ある取り組みを通じて職業体験の推進を図ることが有効な支援策の一つです。

二十年度概算要求では、多様な体験の機会の充実を図るため、専修学校等において高等学校と連携し、様々な職業に就くために必要な知識・技能・資格等の事例紹介や、実践的な職業体験講座等を行うカリキュラムを提供する取り組みを行うために必要な経費を引き続き計上しています。

**専修学校を活用した
再チャレンジ支援推進事業
（大学・専修学校等における
再チャレンジ支援推進プランの一部）**

「再チャレンジ支援総合プラン」では、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な

社会の実現のため、大学や専修学校等において、新たなチャレンジを目指す社会人等の学び直しの機会の充実を図ることとしており、「基本方針二〇〇七」などにおいても、成長力底上げ戦略の一つとして大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築を図ることとされています。

専修学校においては、学校を卒業・就職後早期に離職した若者、いわゆる「二〇〇七年問題」などにかかる定年退職を迎えた中高年、子育て等によりいったん就業を中断した女性などの再就職支援や近年社会問題となっているニートの職業的自立の支援のため、それぞれの特性等に応じた学習機会の提供を行う事業を推進します。二十年度概算要求では、

- ① 若者の再チャレンジ支援プログラム
 - ・ 高度専門職育成教育コース
 - ・ 専門・技術職育成教育コース
 - ② 社会人のキャリアアップ教育プログラム
 - ・ スキルアップ・専門技術習得コース
 - ・ 管理能力向上コース
 - ・ 起業家コース
 - ③ 女性の再チャレンジ支援プログラム
 - ・ スキルアップ講座
 - ・ 新たなチャレンジのための講座
 - ④ NPO団体等と連携したニートに対する自立支援プログラム
- など、専修学校教育の振興を図るために必要な経費を引き続き計上しています。

平成20年度 専修学校関係予算の概算要求について

(単位：千円)

事 項	19年度 予算額	20年度 概算要求額
1 専修学校教育重点支援プラン（拡充） 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。	445,414	519,700
2 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン（拡充） 高校生の自主的な進路選択など、若年者の職業意識の涵養を図るため、高等学校と連携した意識啓発のための職業教育を実施する。	91,366	151,964
3 専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業 【大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン】 新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、ニート等を支援するため、専修学校の持つ職業教育機能を活用して、それぞれの特性等に応じた職業能力向上のための学習機会の提供を行う。	767,982	767,982
4 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導	20,832	20,832
5 私立学校施設整備費補助金 ・ 専修学校大型教育装置整備費補助 ・ 専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。	297,000	297,000
6 私立大学等研究設備整備費等補助金 ・ 専修学校情報処理関係設備整備費補助 ・ 専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。	940,500	940,500
7 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	13,291	13,291
8 国費外国人留学生制度 専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。	786,593	1,022,336
計	3,362,978	3,733,605
○ 日本学生支援機構奨学金事業 教育負担の軽減を図り、学生が自立して学べるようにするための育英奨学事業の充実。	108,668,574	123,126,387

**専修学校の教育内容等を
充実するための支援策**

以上のほか、科学技術の高度化や情報化などに対応した専門性の高い知識、技術の習得に配慮するよう、教育内容の充実を目指す私立専修学校に対し、教育装置や情報処理関係設備の整備費について補

助する私立大学等研究設備整備費等補助及び私立学校施設整備費補助について必要な経費等を引き続き計上しています。

(文部科学省生涯学習政策局)

専修学校教育振興室)

リレー連載
再生へのキーワーズ
 第三回 地域とともに発展する

静岡産業大学学長 大坪 檀

1. はじめに

地方の時代と言われるのに、地方が振るわないのはなぜか。何が地域格差を生み出しているのか。様々な議論があるが、大きな理由の一つは人材流出である。地域社会で本来、高付加価値の産業創造活動に参画するはずの人材が、東京や大都市圏に流出してしまふ。静岡県の場合、大学進学者の五〇％は東京の大学に、二五％が県内の大学に進学する。巨額の県費を使って高校生を教育し、優秀な人材を一生懸命東京に送り込む。父兄は県内で一生懸命働いて仕送りをする。東京の大学を卒業しても静岡に戻ってくる人はごく限られている。この人たちが一生懸命東京を豊かにしているのではないのか。これが現実である。なぜそうなるのか。地方では国公立大学や東京の大学志向が強いこと、そして高卒生徒を魅了する大学、父兄にサポートされる大学が、この静岡に少ないことが原因なのではないかと考えた。

2. 「県民大学宣言」

静岡産業大学は、静岡県、磐田市、藤枝市、産業界、教育界いろいろな地域社会の人の支援で誕生した。本学は本来この支援に應えるべきだ、地域の発展に貢献するべきなのだと考えている。地元

県民大学宣言	
01	静岡産業大学は、静岡県、磐田市、藤枝市、県内有力企業と多くの市民の支援の下に誕生し、静岡県、地域社会の為に託された公器であることを常に念頭に置き、高水準的な教育研究活動を展開します。
02	静岡産業大学は、大学の有する人材、教育力、研究力、知識、情報、アイデア、施設を広く提供し、静岡県、地域社会の発展に積極的に貢献します。
03	静岡産業大学は、静岡県、地域社会の発展に必要な知識、情報、アイデア、新産業の創造に積極的に取り組みます。
04	静岡産業大学は、産官学民各層の連携のもとに協力し合いつつ行動します。
05	静岡産業大学は、県民や、地域社会の住民が誇れる大学、東海で小粒だがきらりと光るユニークな存在になるよう常に進化、発展に努力します。

静岡産業大学の県民大学宣言
 (静岡産業大学ホームページより)

評価あるいは支援がない大学は、大学によって立つ基盤にガタがくる。こんな見地から本学の理念、ミッションでは、地域社会の発展に寄与する教育、研究、情報、アイデア、サービスなどの提供を通じて広く社会貢献を行う。社会一般と積極的に係わり、地域と住民、産業とともに発展、成長することをめざすと、本学の立場を鮮明にした。二〇〇五年、本学は創業家が大学の運営から手を引き、大学の公器性を前面に出した第二次創業プロジェクトを開始するにあたり、「静岡県民大学宣言」を行った。この宣言は五項目に亘り、静岡県と地域社会のため

3. 地域を志向するスポーツ経営学

静岡市では、産官学連携で市の発展を図ろうと、産官学連携懇話会が市長の提唱で設置された。この懇話会で将来構想として磐田市をスポーツ産業のメッカとする構想が持ちあがり、この構想を産官学で推進することとなった。本学ではこの構想に応じ、必要な教育研究活動を行い、人材の育成、知識、情報、施設の提供を行うことにした。ジュビロ磐田の当時の社長が、サッカー選手は選手生命が終わると再就職に苦労する。その解決策に頭を悩ませている」と発言したが、これがヒントとなり、経営学部には「スポーツ経営学科」を日本で初めて開設した。スポーツマンに経営学を教育すれば素晴らしいビジネスマンを生み出せると確信したからである。

この学科は全国的に注目を浴び、意図せず全国から受験生が集まるようになり、この学部の学生の四〇％は、北海道から沖縄まで、県外学生で占められるように

なった。この結果、現在磐田市には約五〇〇名の学生が居住するようになり、地方都市の活性化に貢献することになった。磐田キャンパスにはスポーツセンターが新設され、この建設に磐田市は二、〇〇〇万円の寄付をしてくれた。このスポーツセンターは市民に開放されているだけでなく、地震などの災害避難所としても活用し得るよう当初から設計上の配慮を行っている。地域の子供達にサッカー、テニス、体操などを教えることで、学生が指導体験を積めるよう「SSUSポーツアカデミー」をスポーツ経営学科に開設した。このスポーツアカデミーには地域の子供達が毎週一五〇人も集まる。父兄も同伴するので総数三〇〇人の小さなコミュニティが週末に本学に出現するようになった。これに着目して二〇〇八年度から「スポーツ保育コース」を新設し、保育園、幼稚園でスポーツを指導できる人材の育成を地域社会と共に行い、将来これをビジネスにし得るよう検討している。

このような地域社会との係わり合いは広範囲に及ぶ。図書館や学校施設が地域に開放されているだけでなく、磐田駅前にある経営学部所有の駅前学舎では様々な街づくり活動や、生涯学習、市民活動が行われている。経営学部には小さな大学ギャラリーがあり、市民が絵画、写真などの展示会に無料で利用できる。磐田市は、市を女子サッカーのメッカとすべく体制を整えているので、本学でも本格的に女子サッカーチームの育成を始めている。本学は、磐田市出身の学生には入

学金を一〇万円免除するなどの措置をとっている（藤枝市も同じ）。

一方磐田市は、留学生のために毎年度奨学金を一、〇〇〇万円近く提供し、地域社会のために努力する本学を様々な形で支援してくれている。磐田市と本学との間で毎年定期的に市長、市議会議長、商工会議所会頭や本学の理事長、学長などで情報交換会がもたれており、本学と地域との一体感是非常に高い。



静岡産業大学磐田キャンパス

4. アジア市場と情報学部

藤枝キャンパスにある情報学部でも同様な理念の下に学部の再構築が行われている。静岡市は、清水市と合併し政令市となったことを契機に、コンテンツ産業を創造することに、これを産官学連携で推進すべく、「静岡コンテンツバレー推進コンソーシアム」が設立された。参加企業は八〇数社、私が会長となり、研究、人材教育の面で本学が全面的に協働することとなった。この構想に呼応して、情報学部には「情報デザイン学科」

を新設した。コンソーシアムは会員が連携し、コンテンツ産業講座を大学で提供するなど、研究会活動、シンポジウム、展覧会、コンテストなどで本学の情報デザイン学科を積極的に支援している。静岡県はコンテンツグランプリに補助金を、静岡市はコンテンツ産業育成に必要な資金を提供する体制を作った。コンテンツ産業の育成を推進している韓国もこの活動に注目し、湖南大学が本学と連携し、人材育成、情報交換を行うようになった。情報学部では、情報をデザインする、日本人の持つ美意識、センスを価値にすることを追求する新学問を創造しようという動きも始まっている。

富士山静岡空港が二〇〇九年に開港され、静岡の新たな国際化が始まる。この国際化の焦点は、アジアである。静岡はものづくり県で、アジア市場とビジネス関係の強い企業が多く、アジアからの留学生を将来採用したい意向も強くなっている。空港開港は、アジアからの観光客の増加をもたらし、観光関係のビジネスが促進される。このような新局面に対応して、「アジアビジネスコース」を二〇〇八年度から開講、近い将来「アジアビジネス研究センター」も新設し、県の産業界のために有用なビジネス情報を提供できるような様々な構想を持っている。

情報学部の「公共ビジネスコース」は、県内の市町村、公共団体やNPOで働く人材の育成を目指している。藤枝市近辺はお茶の産地でもあることから、「ocha学研究センター」を設置し、お茶に関する研究、人材の育成も行っている。

磐田キャンパスと同様、情報学部の各施設は地域社会に開放されており、藤枝市は大学施設の新設に二、〇〇〇万円を寄付してくれた。

5. 地域に頼りにされる大学

地域社会が大学と協働して地域のために人材を育成しようという理念と意気込みで誕生したのが、本学の売りものの「冠講座」である。この講座は正規の講座で、学生は単位取得が可能、地域の人は無料で受講できる。この冠講座は寄附講座だが、金銭の寄附はない。県内のトップ企業や、県や市などの行政機関や地元メディアが人材、最先端の実務情報、知識を提供してくれる。冠講座は提供者と大学の協働でカリキュラムを作成、開講している特別授業である。二〇〇七年には両学部で各一〇、合計二〇講座が開講され、その内容、質は大学院レベルと評価されているものもある。先端的、実務的なカリキュラムは評価が高い。

県の産業界に人材を提供することを本学の重要な役割と考え、地域企業を対象に就職懇談会を定期的に主催し、企業と学生が接触できる場を積極的に提供している。就職支援スタッフは年間一、〇〇〇社に及ぶ内外の企業を訪問し、地元産業界の状況、要望を調査し、就職活動のみならず、人材育成の参考にもしている。教員には、地域産業との協働はもとより、講演や街づくり活動、審議会や各種委員会、共同研究などに積極的に参加するよう求め、地域社会に頼りにされる大学になることを心掛けている。

今月の「人材と知の地産地消」

地域の企業、行政、市民を巻き込んで教育研究、人材育成を行い、その成果を地域の発展のために役立てるという循環を作り出すことが、地域からの人材と知の流出を防ぐことにつながるようです。

このような地域密着型の活動で、本学の認知度、地域による理解、サポートは飛躍的に向上し、就職決定率は九五%（女子は約一〇〇%）になっただけでなく、下降気味であった受験者数は増加に転じ、収容定員を約一〇%上回る二、二〇〇人の学生が両学部で学び、キャンパスは活気を帯びるようになっていく。

6. おわりに

大学が、その地域の企業、行政、市民の支援に応えることは、ひいては大学を含めた地域全体の活性化にもつながるといえる。真の「地方の時代」実現のためにも、大学の公器性を認識し、地域とともに発展するという意識を持つこと、そして、大学側から地域社会へ向けた情報発信活動や、地域との交流への参画などを積極的に行っていくことが重要である。

大坪 檀（おおつぼまゆみ）

カリフォルニア大学経営学大学院でMBA取得。㈱ブリヂストンで経営情報部長、宣伝部長、米国ブリヂストン経営責任者を歴任。その後静岡県立大学教授、同学部長などを経て、現在静岡産業大学教授、同大学学長。著書に「大学のマネジメント・その実践―大学の再生戦略―」（学法新書、二〇〇五年）等がある。

インターネットを利用した 情報提供システム

私学事業団では、学校法人情報検索システム、私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システムを提供しています。ぜひご利用ください。

学校法人情報検索システム

学校法人及び設置する私立学校の概要情報（法人名・理事長名・所在地等）を提供しているシステムです。

私学データ作成システム

私学経営相談センターが学校法人からのご要望に応じ出力、提供していただいた財務帳票等を、インターネットを利用して学校法人が直接出力することができます。（対象は、大学・短期大学「高等専門学校を含む」・高等学校の各法人・各部門です。）

その他に、学校法人が任意に設定する条件で十年間の財務シミュレーションを行うことのできる「シミュレーション」機能、自法人の教学面や財務面の情報を総合的かつ簡潔に把握するための私学活性化分析資料の出力を行うことができます。「活性化分析」機能などがあります。

また今年度より「定型帳票」機能（簡

易設定のみ）及び「シミュレーション」機能に速報版（平成十九年度学校法人基礎調査分）を掲載しています。

「今日の私学財政」閲覧システム

本事業団が発刊した「今日の私学財政」（平成十年度版から平成十八年度版）がインターネットを利用して閲覧できるシステムです。

アクセス方法

学校法人情報検索システムは本事業団ホームページからアクセスできます。

私学データ作成システムと「今日の私学財政」閲覧システムにアクセスできるのは、大学・短期大学「高等専門学校を含む」・高等学校法人です。

詳しくは、本事業団からお送りしました「私学データ作成システム」、「今日の私学財政」閲覧システム利用のご案内について」（平成十九年八月二十七日付私振情第四四号）をご覧ください。

セキュリティの確保

私学データ作成システムと「今日の私

学財政」閲覧システムのサービスを利用するためには、本事業団の発行する認証が必要であり、認証のない者からのアクセスは遮断する仕組みになっています。インターネット上で問題となる不正アクセス等には、認証システムやデータ暗号化システムにより個別学校法人データの安全性を確保し、現段階における最大限のセキュリティ対策を講じています。

認証情報

私学データ作成システムと「今日の私学財政」閲覧システムの利用に必要な認

証情報につきましては、「認証情報（電子証明書）の発行について」及び「認証情報（電子証明に係るパスワードの発行について）」（平成十九年四月十三日付私振情第三〇号）をご覧ください。

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学情報部 情報サービス課
☎〇三（三三三〇）七八四六〇四七
Eメール service@shigaku.go.jp

私学データ作成システム出力項目一覧

データの種別	データ区分	出力帳票名	年度範囲			帳票内容の単位		
			単年度	5カ年	10～12カ年	法人	学校	学部学科
定型帳票	人数関係	学生・生徒・児童・幼児数		○			○	○
		学生生徒等募集一覧			○		○	○
		教員・職員数		○			○	○
	財務関係	資金収支計算書		○			○	○
		人件費支出		○			○	○
		年齢別平均給与一覧表	○				○	○
		消費収支計算書		○			○	○
		貸借対照表		○			○	○
		財務比率表		○			○	○
	納付金	財務比率一覧表			○		○	○
入学年次納付金一覧表		○					○	
データ分析	教育研究条件	納付金一覧表		○			○	○
		教育研究条件分析表	○	○			○	○
		教育研究条件分布図	○	○			○	○
	財務	教育研究条件推移グラフ	○	○			○	○
		教育研究条件一覧表	○	○			○	○
		入学年次納付金分布図	○	○			○	○
		財務比率分析表	○	○			○	○
		財務比率分布図	○	○			○	○
		財務比率推移グラフ	○	○			○	○
		財務比率比較表	○	○			○	○
	人件費支出一覧表	○	○			○	○	
	シミュレーション	貸借・消費収支構成グラフ	○	○			○	○
		平均給与・平均年齢	○	○			○	○
財務シミュレーション		—	—	—		○	○	
活性化分析	概況表等	法人概況表	○	○			○	○
		経営判定指標		○				
	人数関係	学生等数の推移					○	○
		職員数の推移					○	○
	財務関係	消費収支の概況					○	○
貸借対照表の概況						○	○	
給与関係	専任教職員給与比較	○				○	○	

(注1) すべての帳票において、出力できる情報は出力条件（系統、地域等）ごとの集計値及び、自校のデータのみです。他校の個別データ出力はできません。
(注2) 帳票内容の単位欄の「○」印は、現在、提供しています。「〇」印は、大学・短期大学（高等専門学校を含む）法人のみの提供となっています。

アンケート調査結果

対象校数	13,386校	回答校数	8,879校	回答率	66.3%
------	---------	------	--------	-----	-------

(紙面の都合上一部報告)

●教職員に対する健診の実施状況

教職員のための定期健康診断実施校		93.0%	私学共済制度加入者全体での受診率		86.0%
定期健康診断の実施方法	外部委託	83.3%	健診結果データの管理状況等	電子化保管	4.1%
	法人内部	7.5%		紙保管	89.0%

●配偶者等に対する健診の実施状況

実施あり	2.1%
------	------

●特定健診・特定保健指導の実施方法に対する要望等

受診する側の利便性に配慮したものにしてほしいという意見が多数見受けられました。

特定健診
「現在利用している健診機関をそのまま継続できるようにしてほしい」(73.6%)、「1か所の健診機関で全職員が受けられるようにしてほしい」(22.4%) ほか

特定保健指導
「現在利用している健診機関をそのまま継続できるようにしてほしい」(51.2%)、「電話やメールの活用により出向かなくても保健指導が受けられるようにしてほしい」(22.5%)、「複数の健診機関から選択することができるようにしてほしい」(20.8%) ほか

平成二十年度から始まる特定健診等の円滑な実施に向けての現状把握等を目的として行った「特定健診等実施のための実態調査」につきましては、業務多忙な時期にもかかわらずご協力いただき厚くお礼申しあげます。

アンケート調査の結果は左記のとおりとなりましたのでご報告します。

私学事業団では、特定健診等の実施に向け、このたびの調査結果を有効に活用させていただきます準備をすすめています。

実施方法等の詳細については、順次「月報私学」・「レター」等でお知らせします。

加入者及び被扶養者にかかる健康調査の実施状況等に関するアンケート調査へのご協力ありがとうございました。

特定健診等実施のための実態調査の結果報告

特定健診等の実施に向けて

対象者 短期給付を受ける加入者・被扶養者のうち40～75歳未満の方

■ 特定健康診査

加入者

実施方法 学校法人等が学校保健法(労働安全衛生法)に基づいて実施する定期健康診断結果の中から、対象者の特定健康診査に関わるデータを提出していただくことにより実施に代えさせていただきます。

費用 高齢者の医療の確保に関する法律第21条では、学校法人等の行う定期健康診断は特定健康診査よりも実施を優先することとしていますので、費用は学校法人等の負担となります。

データの提出形態 アンケート調査の結果によりますと、学校法人等における定期健康診断結果の記録管理は8割以上が紙で行っていますが、特定健診等を円滑に低コストで実施するためには、定期健康診断結果を効率的に提供していただくことが重要となります。

紙による提供についての対応も準備していますが、できるだけ電子データによる提供が望ましいと考えております。現在、学校法人等においてデータファイルを作成する際の入力形式・提出方法について、統一的な条件を検討しています。

定期健康診断の実施を健診機関に委託する際は、特定健康診査に関わるデータについて、国の標準的なデータファイル仕様にて作成できる健診機関を選定していただくようご配慮いただき、できるだけ電子データにより提出してくださるようご協力をお願いします。

被扶養者

実施方法 本事業団が委託する健診機関において、加入者証を提示の上「特定健康診査受診券」(本事業団から学校を経由し対象者に配付予定)を提出し受けていただく予定です。

費用 原則として本事業団が負担する方向で検討中です。

データの提出形態 健診結果は、健診機関から直接本事業団に提出していただく予定です。

■ 特定保健指導

加入者・被扶養者

実施方法 本事業団が委託する保健指導機関において加入者証を提示の上「特定保健指導利用券」(本事業団から保健指導対象者に配付予定)を提出し受けていただく予定です。

費用 対象者の方には費用の一部をご負担いただく予定です。

■ その他

人間ドックと特定健診は事業目的が一部共通していること、また、財政上の考慮も必要であること等から、人間ドック事業の見直しを検討しています。

今後特定健診等に要する費用等を推計した上で、特定健診等にかかる加入者及び被扶養者の負担に配慮し、その上で人間ドック事業の見直しを行う予定です。

貸付けの償還金の払い込みは

借受人ではなく学校法人等から

―償還金の払込取扱票を加入者本人に渡さないでください

貸付けの償還金の払い込みは、定期償還に限らず、任意償還や即時償還の場合でも、学校法人等が借受人に代わって払い込むことになっています。

根拠条文	
私立学校教職員共済制度貸付規則	
第25条第3項	定期償還の方法
第27条	任意償還の方法
第28条第3項	即時償還の方法

このため、本事業団から送付している貸付償還金の払込取扱票は、毎月の給与控除による定期償還の払込取扱票だけでなく、任意償還や退職後の即時償還の払込取扱票であっても、払込金額とともに借受人の所属学校名を払込人として印字しています。

これまででは、本事業団の所定の払込取扱票に印字してある払込人名等を訂正や追加することで借受人本人が直接払い込むことができていましたが、本人確認法施行令の改正により、今年の一月初四日

降、金融機関や郵便局の窓口で本事業団の所定の払込取扱票で振り込みをする場合も、本人確認書類の提示を求められるようになったことに併せ、払込人名等の訂正や追記が、金融機関や郵便局の窓口で断られたり、振込手数料などの費用を請求されることがあります。

貸付けの償還金に関する

学校からよくあるご相談例

Q 私どもの学校で貸付けを利用している加入者が一人しかないなので、送付された定期償還の払込取扱票は加入者に渡して直接振り込むようにしていますが、よろしいでしょうか？

A 貸付けの定期償還は、借受人の所属する学校法人等が借受人の給与や賞与から償還金を控除し、借受人に

代わって本事業団に払い込むことが貸付規則に定められています。定期償還の払い込みが滞った場合、その学校法人等に所属する他の加入者からの貸付けの申し込みが制限されたりすることもありますので、借受人が一人であったとしても、定期償還金は必ず学校法人等が給与等から控除して本事業団に払い込むようにしてください。

なお、定期償還に限り、学校法人等の口座から自動的に口座振替する（毎月二十八日）こともできます。ぜひ、ご利用ください。

Q 任意償還を申し出た借受人がいたので、私学事業団から送付された払込取扱票を本人に渡し直接私学事業団に振り込むようお願いしたところ、銀行の窓口で拒否されたそうです。どうしたらよいですか？

A 前記の説明のとおり、金融機関窓口での本人確認が厳しくなったため、払込取扱票に記された払込人でない方（借受人や借受人の家族）が本事業団から送付している学校名を記した払込取扱票で振り込もうとした場合、振り込みをする個人の本人確認書類とともに、学校法人等の登記簿などの法人の確認書類が必要になります。また、これらの書類を用意しても、学校法人等の事務担当者であることの証明がなければ、振り込み手続きを拒否されることがあるようです。償還金は、貸付規則どおりに、通知した償還額を借受人から預かり、**学校法人等が払い込む**てください。

Q 二十二日送金で一般貸付を申し込んだのですが、貸付決定通知書に該当する借受人の払込用紙が単独で同封されていました。給与控除も間に合わなかったため、借受人に払込用紙を渡し、本人から直接払い込ませてよいですか？

A 二十二日送金を希望した借受人の貸付けは、同月の二日送金と同じ扱いで償還しなければなりません。し

かし、通常の定期償還の通知を作成する時点では、まだ二十二日送金の貸付けを決定していないため、初回の償還（償還期別第一回）のみ、貸付決定通知書に同封して、払込用紙を送付しています。しかし、定期償還であることに変わりはありませんので、他の借受人と同様に、定期償還額を借受人から提出してもらい、学校法人等が払い込まなければなりません。

また、定期償還の口座振替を申し出ている学校法人等であっても、二十二日送金の初回の償還は、金融機関への口座振替依頼に含まれませんので、払込取扱票による払い込みとなります。

なお、二十二日送金の初回の償還の払込取扱票は、各借受人別の貸付種別ごとになりますので、二つ以上の二十二日送金の貸付けを申し込んだ場合、複数枚を送付します。

この二十二日送金の定期償還の取り扱い（払込取扱票）は、あくまで初回（償還期別第一回）に限ったものであり、償還期別第二回以降の定期償還は他の借受人と同様に一括した払込取扱票、又は口座振替になります。

Q 育児休業で償還期限の延長をしていた借受人について、償還期限延長の終了通知と一緒に、払込用紙が複数枚送られてきました。育児休業中は無給であったため、給与控除もしていません。払込用紙を借受人に渡し、直接払い込ませてよいのですか？

A 育児休業中の定期償還の期限の延長を申し込んだ借受人については、定期償還期限の延長終了時に、延長していた償還期別の払込取扱票を、償還期限の延長終了の通知に同封して学校法人等に送付します。償還期別ごとに利息計算をしますので、払込取扱票も延長した期別の数だけ、複数枚の払込票になります。

延長しても定期償還の一部なので、学校法人等が払い込んでください。

また、償還期限（延長後の期限）までに払い込めばよいので、一括して払い込んでも構いません。

なお、償還の方法については、借受人の給与から控除するか、借受人から直接償還額を提出させるかは、学校法人等と借受人で決めてください。

災害にあってしまったとき

被災された加入者等の方々への詳しい取り扱いについては、本事業団へお問い合わせください。

災害見舞金

加入者（任意継続加入者を含みます。）が、水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財の1/5以上の損害を受けたときに、お見舞金として支給されます。

■災害見舞金

住居又は家財が1/3以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準給与の月額0.5～3か月分

■災害見舞金付加金

- ①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60/100に相当する金額
- ②住居又は家財が1/5以上1/3未満焼失又は滅失したとき、標準給与の月額の0.5か月分

■請求に必要な書類

- ・災害見舞金請求書
- ・市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります。）
- ・災害状況明細書

災害貸付

加入者（任意継続加入者を除きます。）が水震火災その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに貸付けします。

■申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

■貸付額

標準給与の月額6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

■貸付利率

年2.00%（19年10月現在の特例利率です。）

■申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に公共機関が発行する災害証明書添付して学校法人等を経て申し込んでください。

■申し込み受付期間

災害発生以後6か月以内です。

医療費通知の送付

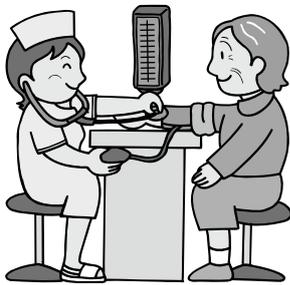
五月診療の医療費について、十月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りします。

1 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証を使って保険診療を受けますと、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て本事業団が支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

本事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的とし、毎年、医療機関からの五月分の請求について、医療費の総額をお知らせしています。

通知には受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。病院名や疾病名など診療内容については記載していません。なお、医療機関からの請求が遅れたことにより、四月以前の診療分が通知されたり、五月の診療であっても通知されない場合があります。



2 医療費通知についてのお願い

また、入院時の差額ベッド代や自費診療などの医療費は含まれません。このため、窓口負担額と通知する自己負担額が一致しないこともあります。

医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に、学校法人等代表者あて（任意継続加入者は自宅あて）に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者にお渡しください。

(財) 教職員生涯福祉財団が行う アイリスプランの募集

【医療・傷害補償コース】

一般疾病・障害・交通事故及びがんなどにより入院したとき、一日目から給付金が支払われる医療入院コースと、傷害事故による入院・通院等に対して給付金が支払われる傷害補償コースがあります。

医療入院コースは、がん入院の場合は給付が倍額となるほか、オプションにより手術給付や生活習慣病、女性特定疾病入院給付などを付加することができます。

【介護保障コース】

保障期間は終身で年齢や事由に関係なく要介護状態（公的介護保険の要介護二程度以上）が九十日を超えて継続した場合、初日（要介護状態と診断された日）にさかのぼり、給付金が支払われます。

【つなぎ年金コース】

六十歳から六十五歳に達するまでの年金減額部分を補う制度で、掛金の税制上の取り扱いにより、「一般型」と「個年型」があります。

【一般型】

・満六十歳までに二年以上加入すること

ができる加入者

・一般の生命保険料控除の対象

【個年型】

・満六十歳までに十年以上加入すること

ができる加入者

・個人年金保険料控除の対象

今回の募集は「新規加入」と既加入者の「口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

【手続き方法等】

募集パンフレットは十月中旬に学校法人等あてに送付します。

各コースの加入申し込みは、募集パンフレット裏面の資料請求書（FAX用）等をご利用ください（コースごとに請求の期日が違いますので、ご注意ください）。

（財）教職員生涯福祉財団ホームページには、この「アイリスプラン」各コースの概要、制度内容のQ&A、事務取扱要領が常時掲載されていますので、ご参照ください。また、ホームページから資料請求ができます。

<http://www.kyosyokuninzaidan.jp>

積立共済年金・共済定期保険 後期募集(平成20年4月1日加入)

募集期間 11月1日(木)～11月30日(金) 私学事業団必着

積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て

→ 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て

→ 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

共済定期保険 (お問い合わせ 共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120-716-267)

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

配当金 1年毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

(平成18年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース 42.17%

医療保障コース 45.96%

※ 退職後も継続して加入することができる「退職後継続制度」を引受保険会社で用意していますが、平成20年4月1日加入(今回募集)から、この制度に加入できる資格年齢が「45歳以上」から「18歳以上」に拡大されます。

今回の募集については、個人別に案内書を作成した個別封筒を配付することとしましたので、ご協力をお願いいたします。

家族年金コース

(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金または年金を給付します。
独身の方もご加入いただけます。
(配当金を還元)

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき
(配当金を還元)

医療費支援コース

日帰りからの入院も保障 その他手術、女性疾病にも対応
平成19年4月新設

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中になったとき

長期休業補償コース

病気やケガで長期の休職となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。
(配当金を還元)

申し込み方法

積立共済年金・共済定期保険の「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、お手続きください。

送付先 〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しくお知りになりたい教職員の方々を対象に、学校法人等に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

共済業務

〒113-8577
 文京区湯島1-7-5
 ☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが大変多くなっております。
 電話番号は、お間違えのないようお願いします。

被扶養者再審査の結果通知の送付

被扶養者再審査の対象であった佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県については、再審査の結果の通知を10月11日(木)に学校法人等あてに発送します。

海外研修旅行(冬期コース)募集の締め切り

冬期2コース(フランス周遊教養の旅、イベリア半島周遊教養の旅)の参加申し込み受け付けは、10月12日(金)必着となっています。

積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは10月25日(木)までとなります。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。

年末調整用証明書の送付

- ①積立共済年金加入者
10月初旬から、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を加入者本人あてに送付します。
- ②共済定期保険加入者
10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を加入者本人あてに送付します。

海外保養施設の営業終了を検討しています

海外保養施設(ハワイ)については、利用者の減少、収支の悪化を理由に平成19年度末での営業終了を現在検討しております。検討結果及び営業終了までの詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

加入者向広報「レター」11月号 私学共済ブック2007〔給付編〕の送付

加入者向広報「レター」11月号、私学共済ブック2007〔給付編〕、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

ゆうちょ銀行の発足に伴う給付金等の受取方法及び掛金等の納付方法の変更のお願い

郵政民営化により平成19年10月1日に「ゆうちょ銀行」が発足し、振替サービス料金の改定が行われました。このことにより、共済事業にかかる取扱手数料等の大幅な負担増が見込まれますので、当該手数料等の経費削減を図るため、次のとおりご協力をお願いします。

払出証書で給付金等を受け取られている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に、また、掛金等・貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、金融機関の預金口座からの自動引き落としに変更くださるようお願いいたします。

10月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金	8月分納期限
2日(火)	貸付	送金
5日(金)	貸付	9月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	申込・任意償還申出締切
22日(月)	貸付 貯金	送金 送金
25日(木)	貯金 積立共済年金	後期加入申込・払戻・解約請求締切 脱退申出等締切
29日(月)	掛金 貸付	9月掛金口座振替(自振校のみ) 10月定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金 貸付	9月分納期限 翌月22日送金申込締切

11月の共済業務スケジュール

1日(木)	積立共済年金 共済定期保険	後期加入申込開始 後期加入申込開始
2日(金)	貸付	送金
9日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(木)	貸付	申込・任意償還申出締切

INFORMATION

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)〈ダイヤルイン〉

「私学情報センター」をご利用ください

私学事業団では私立学校の教育条件及び経営に関する各種の図書資料を収集整理した「私学情報センター」を設け、私学関係者の閲覧利用に供しています。

規程については調べたい項目でデータベース検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

当センターでは以下の図書資料が閲覧できます。

全国の学校法人規程集（大学法人及び短期大学法人）、自己点検・評価報告書、シラバス、学校案内、学報、学校法人の記念誌、学校経営に関する事務提要、法令集、判例集など

場 所：九段事務所1階

開館時間：月曜日から金曜日

（年末年始及び祝祭日を除く）

午前10時から午後4時まで

私学経営相談センター

☎03(3230)8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

「今日の私学財政」等刊行物のご案内

「今日の私学財政」等刊行物は、NPO法人学校経理研究会を通じて購入することができます。

ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会（☎03-3239-7903）にお問い合わせください。

【現在販売中の主な刊行物】（ ）内は発行月

○私学経営情報第23号（19年2月）

「私立高等学校の経営改革を進めるために
—いまを知り明日に備える」

○平成18年度版 今日の私学財政

「大学・短期大学編」（18年12月）

「高等学校・中学校・小学校編」（18年12月）

「幼稚園・特殊教育諸学校編」（19年8月）

「専修学校・各種学校編」（19年8月）

販売中の刊行物の内容は、本事業団ホームページの私学振興事業本部「刊行物案内」（http://www.shigaku.go.jp/s_kanko.htm）をご覧ください。

平成20年度学術研究振興資金 にかかる研究計画の締め切り

平成19年9月7日付けで、各学校法人あてに送付しました「平成20年度学術研究振興資金にかかる研究計画」の締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「学術研究計画調書」を私学事業団寄付金課あてにご提出ください。

なお、応募できる研究は、1学校につき1件となっております。理事長及び学（校）長の「推薦書」が必要です。

「学術研究計画調書」、「推薦書」の様式等は、本事業団ホームページの私学振興事業本部「学術振興基金・資金」（http://www.shigaku.go.jp/s_sikin_yousiki.htm）から、直接ダウンロードしてご使用ください。

締切日 平成19年10月26日（金）

助成部 寄付金課

☎03(3230)7889～7892

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金については 電子窓口をご利用ください

本年度から、私立大学等経常費補助金の調査及び事務連絡等につきましては、「電子窓口」を利用した掲載及び提出をお願いしています（一部、紙媒体での提出の場合があります）。ご面倒でも定期的に「電子窓口」をご覧ください、ご確認くださるようお願いいたします。

助成部 補助金課

☎03(3230)7881～7888

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営相談センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営相談センター

☎03(3230)8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

広島 冬の特選会席宿泊プラン

広島の冬の味覚といえば、やっぱり牡蛎
元安川に浮かぶかき舟の上でご賞味を!

1名様 15,000円

1泊朝夕食付 (2名1室1名様)

※ご利用人数によって料金は異なりますので、ご相談ください。

- かき舟へはガーデンパレスよりタクシーで約15分。タクシーでお送りいたします。
- 牡蛎づくし会席のほか、牡蛎と旬の魚をおりませた「おまかせ会席」、牡蛎が少し苦手という方には、魚を中心とした「瀬戸内会席」などもご用意いたしております。詳しくは、宿泊予約係にお問い合わせください。
- 期間：平成19年12月1日から平成20年3月31日まで。
なお、12月28日から1月3日まではご利用いただけません。



※写真はイメージです



かき舟



広島ガーデンパレス

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島県広島市東区光町1-15 ☎082(262)1122
<http://www.hotelgp-hiroshima.com>

融資事業のご案内

平成19年度融資申込受付中です!

◆融資金利表 (平成19年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	2.1	1.7	1.5
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.2	1.8	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.4
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

固定金利
長期借入
元金据置
元金均等返済で

⇒ 「安定感ある返済計画」
が実現!

さらに、老朽校舎の建替えには利子助成制度があります。事業団の融資を受けた時点から10年間、支払利息をバックアップ!

利子助成率は、
大学院・大学・短期大学・高等専門学校 ⇒事業団の融資金利 -1.0%

高等学校・中等教育学校・中学校・
小学校・特別支援学校 ⇒事業団の融資金利 -1.5%

つまり、実質金利負担は、大学等では1.0%、高等学校等では1.5%です。
※ 上記利子助成率は融資金利が2.6%までの場合です。

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64
Eメール yushi@shigaku.go.jp